資料編

1　第 3 次熊本市環境総合計画の振り返り

(1)　前計画の施策体系

環境目標	中目標	小目標
1　豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる	1-1　恵み豊かなくまもとの地下水をまもる	1-1-1　豊かな地下水をまもる
		1-1-2　清らかな地下水をまもる
		1-1-3　広域的な連携を進め情報を発信する
	1-2　自然豊かな「森の都」をまもり、育てる	1-2-1　緑をまもる
		1-2-2　新たな緑をつくる
	1-3　人と生きもののつながりについて学び、まもる	1-3-1　自然とのふれあいを進める
		1-3-2　生きものを育む自然環境をまもる
2　くまもとの風土を活かした都市をつくる	2-1　歴史文化をまもり、育てる	2-1-1　歴史的文化遺産等を保護し、継承する
		2-1-2　環境資源等を活かした産業を育てる
	2-2　魅力ある都市空間をつくる	2-2-1　自然や歴史を活かした都市景観をつくる
		2-2-2　市民の憩いの場となる公園を整備する
		2-2-3　安全で快適な道路環境を確保する
		2-2-4　事前配慮の仕組みをつくる
3　環境負荷を抑えた循環型社会をつくる	3-1　ごみを減らし、資源循環のまちをつくる	3-1-1　ごみの減量とリサイクルを推進する
		3-1-2　適正なごみ処理を実施する
4　地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる	4-1　地域から地球温暖化の防止に貢献する	4-1-1　省エネルギー・創エネルギーを推進する
		4-1-2　環境にやさしい交通を推進する
		4-1-3　低炭素型ライフスタイルを実施する
		4-1-4　資源を有効に活用する

環境目標	中目標	小目標
5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる	5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心なくらしを守る	5-1-1 さわやかな大気をまもる
		5-1-2 騒音・振動のないまちをつくる
		5-1-3 河川や海の水質をまもる
		5-1-4 有害化学物質による汚染を防ぐ
		5-1-5 安全・安心なくらしをまもるため体制を整える
		5-1-6 安全・安心なくらしをまもるため調査研究し情報を発信する

【重点協働プロジェクト】

ひとづくりプロジェクト　～環境教育～
まちづくりプロジェクト　～協　　働～

(2)　前計画の環境目標ごとの現状と課題及び今後の方向性

ア　環境目標１　豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる

地下水に関する成果指標は目標値に近づいていますが、緑や生物多様性に関する指標は目標を達成することができませんでした。

地下水の量や質はこれまでの取組により改善傾向に転じていますが、引き続き長期的な取組として継続していくことが必要です。地震後急増した「地下水が市民共有の財産として守られていると感じる」市民意識を保ちながら、節水等の行動をいかに促していくかが重要です。

また、緑保全や生物多様性の保全についても、それぞれの個別計画である緑の基本計画（令和２年度(2020 年度)策定）や生物多様性戦略（平成 28 年度(2016 年度)策定）での着実な取組が必要になっています。

項目	単位	当初基準値	H27実績	R2実績	目標値
地下水が市民共有の財産として守られていると感じる市民の割合	%	51.9	57.7	66.8	70.0
街なかに緑が多いと感じる市民の割合	%	69.9	71.2	58.3	82.0
生物多様性について知っている市民の割合	%	17.5 (H23)	18.3	16.2	25.0

（以下は参考指標）

地下水人工かん養量（うち水田湛水）	m^3	1,575	1,474	1,476	1,710 (R6)

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
地下水採取量	万㎥	10,745	10,730	10,446 (R1)	10,600 (R6)
市民１人１日あたりの生活用水使用量	L	237	223.2	229.18	210 (R6)
地下水の硝酸性窒素の環境基準超過井戸の割合	%	18.6	14.7	16.0	5 以下 (H30)

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

イ　環境目標２　くまもとの風土を活かした都市をつくる

歴史的・文化的環境を測る指標は、熊本地震以降減少した数値が回復するに至りませんでした。なお、居住環境に関する満足度は目標値に近づいています。

熊本地震で大打撃を受けた歴史的・文化的環境の回復には、熊本城の復旧に代表されるように、長期的な取組が求められます。また、居住環境に関する満足度を向上させるため、街並みに関する市民の関心不足に対して必要性を訴える取組や、道路や公園の整備を引き続き継続していくことも必要です。

加えて本項では、小目標「2-2-4　事前配慮の仕組みをつくる」として、開発等によって大気・水・緑などの環境が損なわれることを未然に防ぐために、適切な環境配慮を行うこととしていました。特に環境保全のための本市の率先行動として、「熊本市公共事業環境配慮指針」の適正な運用に努めましたが、次期計画では環境影響評価条例の制定に努め、環境影響評価に対して本市が主体的に取り組むことも必要となっています。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
文化に親しんでいる市民の割合	%	31.1 (H20)	35.7	27.8	47.0
地域の特色あるまちなみ(街並み、自然の風景等)に関する満足度	%	－ (H28)	－	47.6	増加
良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合	%	57.5	58.5	63.1	65.0

（以下は参考指標）

熊本城復元整備基金への募金額	千円	380,000	605,000	460,000	－
熊本城入園者数	万人	171	177	31	－

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

ウ　環境目標３　環境負荷を抑えた循環型社会をつくる

ごみの排出量は、平成 28 年度(2016 年度)に発生した熊本地震時を除くと近年横ばいの傾向にあります。しかし、リサイクル率は様々な取組を行った結果、順調に上昇しており目標値に近づいています。

プラスチック削減や食品ロス削減に向けた新たな取組を進める中において、市民啓発の促進を通して、引き続き家庭ごみや事業ごみの更なる減量化・資源化の促進が必要となっています。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
市民１人が１日に出すごみの量	g	1,037	918	952	881
家庭ごみのリサイクル率	%	16.5	21.6	25.6	30.0

（以下は参考指標）

年間のごみ埋立処分量	t	6,818	5,586	5,350	4,891

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

エ　環境目標４　地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる

温室効果ガス削減率は目標値を大きく上回る削減率となっています。

世界の気温上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑えるためには、令和 32 年(2050 年)までに温室効果ガス排出実質ゼロを実現しなければならないと国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）で報告されているとおり、本市でも、再生可能エネルギーの創出や、蓄エネ・省エネなどのあらゆる施策を取り入れるとともに、他の地方公共団体と連携するなどして、広域的な視点で取組を推進していくことが必要です。

また、気候変動の影響に対応するために、地球温暖化の緩和策だけでなく、適応策の取組の強化も重要です。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
温室効果ガス削減率（H19 比）	%	9.2	4.5	13.0 (H30)	6.2

（以下は参考指標）

公共交通機関利用者数	万人	5,397	5,476	3,599	増加 (H30)
市民一世帯当たりの CO_2 排出量	Kg	3,607 (H24)	2,652	1,802 (H30)	2,605

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

オ　環境目標５　市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

公害苦情件数は熊本地震による解体工事等の増加に伴い急増しましたが、その後減少傾向に転じたものの目標達成には至りませんでした。

大気環境については、PM2.5 は年々減少しているほか、大気環境基準は全国的に達成が難しい光化学オキシダントを除き全て達成しているなど、大気環境は大きく改善されてきている一方で、市民の環境改善に対する実感は高まっていない現状もあります。その他、地域ごとに特性が異なる大気環境の対策や、公害苦情発生の未然防止などへの対応といった課題も残されています。

項目	単位	当初基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
事業場公害苦情発生件数（大気、騒音、振動、悪臭）	件	115 (H26)	146	128	105
水質汚濁事故発生件数及び排水基準違反件数	件	52 (H22～26 平均)	51	58	減少

（以下は参考指標）

大気環境基準達成率	%	80.8	79.6	78.6	現状維持
二酸化窒素濃度（自動車排出ガス測定局）	ppm	0.014	0.011	0.011	現状維持
微小粒子状物質（PM2.5）年平均値	μg/m³	20.6 (H24)	16.9	11.9	減少
自動車騒音環境基準達成率	%	85.0	97.5	97.1	現状維持
大気中のダイオキシン類濃度（一般環境）	pg-TEQ/m³	0.034	0.024	0.018	現状維持
測定計画検査数達成率	%	100	100	55	100

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

カ　重点協働プロジェクト　ひとづくりプロジェクト～環境教育～　まちづくりプロジェクト～協働～

環境目標１から６までの個々の取組を有機的に連携させ、下支えするような仕組みを構築し、これを推進していくことが必要であるとの考え方のもと、本項の二つの重点協働プロジェクトを設定していました。

しかし、当プロジェクトの全ての指標において目標を達成せず、実績値も年々減少傾向となりました。

様々な環境課題を解決するためには、行政だけでなく、市民、市民団体、事業者の自主的な取組や協働が不可欠になってきます。実践行動を促すためのこれらの前提として環境教育が重要です。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
日頃、環境保全のための実践活動を行っていますか	%	51.5	71.4	59.8	70.0
環境について学ぶ機会が増えてきたと感じますか	%	64.9 (H23)	53.0	39.1	増加
日頃、地域の環境保全活動（例：清掃活動、ごみステーションの管理、事前観察会等）に参加していますか。	%	39.0 (H23)	34.8	24.7	増加
環境保全に係わるまちづくりの活動が増えてきたと感じますか。	%	71.7 (H23)	63.0	50.3	増加

【注】特に記載がなければ当初基準値はH21の数値で目標値はR2時点である

２　環境審議会委員名簿

任期：令和２年(2020 年)４月１日から令和５年(2023 年)３月 31 日

区分	氏名	所属等
会長	篠　原　亮　太	熊本県環境センター館長
副会長	髙　宮　正　之	熊本大学大学教育統括管理運営機構シニア教授
	鳥　居　修　一	熊本大学大学院先端科学研究部教授
委員	阿　部　　淳	東海大学農学部教授
	泉　　勇　気	九州地方環境事務所次長兼環境対策課長 ※R2.7.10～
	川　越　保　徳	熊本大学くまもと水循環･減災研究教育センター教授
	阪　本　惠　子	熊本商工会議所女性会会長
	澤　　克　彦	一般社団法人九州環境地域づくり代表理事 九州地方環境パートナーシップオフィス業務責任者
	張　　代　洲	熊本県立大学環境共生学部教授
	中　田　晴　彦	熊本大学大学院先端科学研究部准教授
	波　村　多　門	熊本県環境生活部環境局長　※R3.4.1～
	原　島　良　成	熊本大学大学院人文社会科学研究部准教授
	宮　瀬　美津子	熊本大学大学院教育学研究科教授
	宮　園　由紀代	熊本消費者協会副会長
	村　山　勝　年	公募委員　※R2.6.1～

注　名簿の記載は五十音順、敬称略

３　諮問・答申

(1)　諮問

（写）

環　政　発　第　５３０　号
令和３年(2021年)３月３１日

熊本市環境審議会
会長　篠　原　亮　太　様

熊本市長　大　西　一　史
（環境政策課扱い）

第４次熊本市環境総合計画の策定について（諮問）

熊本市環境審議会規則第２条第１項第１号の規定に基づき、次のことについて貴審議会の意見を求めます。

１　諮問事項

第４次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について

２　諮問理由

本市は、良好な環境の維持及び形成を図るため、昭和６３年(1988年)１０月に制定した環境基本条例に基づき、平成５年(1993年)３月に熊本市環境総合計画（第１次）を策定した後、平成１３年(2001年)３月に第２次、平成２３年(2011年)３月に第３次と計画を更新し現在に至っています。

現在、熊本市環境基本条例の改正の基本的考え方について諮問しているところですが、新たな環境基本条例の考え方を踏まえ、第４次となる環境総合計画を策定する必要があります。

そこで、本市が地域の環境課題及び地球環境問題に適切に対応するとともに、市民生活における良好な環境を維持、形成し、将来世代に引き継いでいくための新たな計画はいかにあるべきかといった、第４次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方をここに諮問します。

(2) 答申

（写）

令和３年１１月１０日

熊本市長　大　西　一　史　様

熊本市環境審議会長　篠　原　亮　太

第４次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について（答申）

令和３年３月３１日付け　環政発第５３０号で諮問されました第４次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的な考え方について、別紙のとおり答申します。

答　　申　　書

令和3年11月10日

熊本市環境審議会

第4次熊本市環境総合計画の基本的考え方について

１　はじめに

環境総合計画は、熊本市環境基本条例に基づき、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画として策定するものです。熊本市では全国に先駆け、昭和63年に環境基本条例を制定し、平成5年に第1次環境総合計画を策定以降、第3次に至るまで計画を策定し環境行政を推進しています。

各分野の個別計画と一体となって、第３次熊本市環境総合計画（以下、「第３次計画」という。）を総合的に推進してきた結果、温室効果ガス排出量の削減や地下水保全の取組、リサイクル率の上昇など、中目標の半数は概ね順調に取組が進捗しました。

一方で、緑の保全や生物多様性の損失、熊本地震で大打撃を受けた歴史的・文化的環境や、環境教育等の取組は、進捗が低調であったと言わざるを得ません。

平成23年の第3次計画策定以降、環境・経済・社会の複合的な課題や、気候変動など地球規模の環境の危機的状況に加え、カーボンニュートラルや生物多様性の保全といった国際的な動向もあり、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

環境に関する様々な課題は今後も生じることが想定され、持続可能な社会の実現に向けて、環境分野の個別計画に基づく取組を着実に進めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の視点で、環境分野全般に関する施策の方向性を示し、また多様な分野と連携しながら計画を推進するためには、環境総合計画は必要な存在です。

熊本市環境審議会（以下、「審議会」という。）は、熊本市長から令和3年3月31日に、熊本市環境基本条例に基づく環境総合計画の策定にあたって、熊本市が地域の環境課題及び地球環境問題に適切に対応するとともに、市民生活における良好な環境を維持、形成し、将来世代に引き継いでいくための新たな計画はいかにあるべきかについて諮問を受けました。

審議会では、諮問事項について、熊本市の環境特性や都市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、積極的かつ慎重に審議を進めてきました。

このたび、熊本市環境基本条例が制定以降初めて全面的に見直されたところであり、当条例の趣旨に沿った計画となるために、本答申をまとめたものです。

２　審議経過

第1回

開催日時　令和3年3月31日（水）10時00分から11時40分まで

諮　　問　第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方

第2回

開催日時　令和3年5月21日（金）10時00分から11時25分まで

審議事項　第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について

審議内容　たたき台をもとに議論

第3回

開催日時　令和3年7月28日（水）10時00分から11時18分まで

審議事項　第4次熊本市環境総合計画骨子（案）について

審議内容　以下の項目を中心に議論

計画の期間、基本理念（目指す都市像）、基本方針、施策体系、重点的取組

第4回

開催日時　令和3年10月28日（木）10時00分から11時40分まで

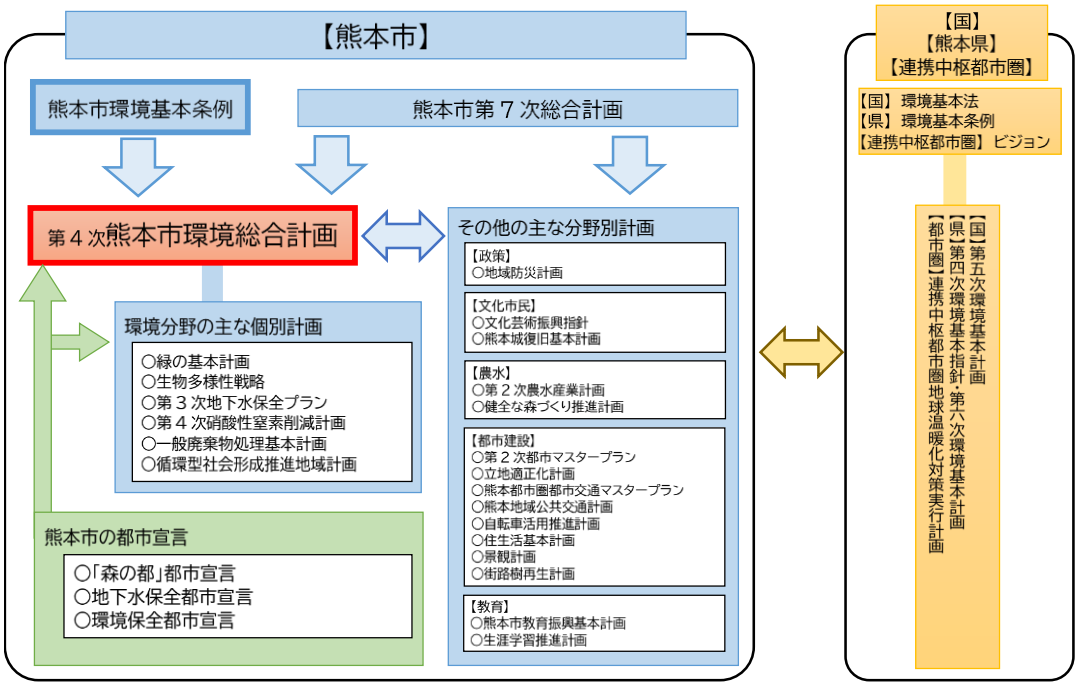
審議事項　第４次熊本市環境総合計画答申書（案）について

審議内容　答申案を議論

３　計画の基本的事項について

(1)　計画の位置づけ

第４次熊本市環境総合計画（以下、「第４次計画」という。）は、環境行政のマスタープランであり、熊本市の最上位計画である熊本市第７次総合計画のめざす都市像「上質な生活都市」を環境面から実現していく役割を担うとともに、環境分野の個別計画の方向性を示す役割を担うものである。



（図　計画の位置づけ）

(2)　計画策定の視点

第４次計画は、以下の「ア　第３次計画の振り返り」や「イ　熊本市を取り巻く環境の現状と課題」を踏まえて制定以後初めて全面的な見直しを行った「ウ　熊本市環境基本条例の改正」における考え方に基づくとともに、「エ　関連計画の整合」を図りながら、策定されることが望ましい。

ア　第3次計画の振り返り

温室効果ガス排出量の削減や地下水保全、家庭ごみのリサイクル率の向上など、環境保全の改善が図られたものの、計画全体の目標値である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合（目標値75.0%）」は57.4%に留まっており目標を達成できていない。第4次計画においては、第3次計画における環境保全の取組を引き続き積極的に進めるとともに、検証における課題への対応（環境教育の推進、市民等の参画と協働等）を盛り込むことが望ましい。

加えて、熊本市の取組状況の情報発信を積極的に行うことが望ましい。

イ　熊本市を取り巻く環境の現状と課題

以下に掲げた動向を踏まえた計画が望ましい。

(ｱ)　国内外の動向

持続可能な開発目標（SDGs)、第五次環境基本計画、地球温暖化対策、海洋プラスチックによる地球規模での環境汚染、食品ロスの削減の推進に関する法律の制定、生物多様性の損失、持続可能な開発のための教育（ESD)、地震や近年の集中豪雨等の激甚化する災害、人口減少・少子高齢化

(ｲ)　熊本県の動向

2050年熊本県内CO_2排出実質ゼロ宣言、第四次熊本県環境基本指針、第六次熊本県環境基本計画

(ｳ)　熊本連携中枢都市圏

熊本連携中枢都市圏ビジョン、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言、気候非常事態宣言、地球温暖化対策実行計画

ウ　熊本市環境基本条例の改正

上記アやイを踏まえ、時代に即した新たな環境課題への対応を図るため、令和3年6月に当審議会で答申し、令和3年10月1日に施行された熊本市環境基本条例の考え方に基づいた計画とされたい。主な考え方を以下に示す。

(ｱ)　地域から地球規模の視点をもって環境課題に取り組む
(ｲ)　持続可能な開発目標（SDGs)
(ｳ)　新たに発生した環境課題への対応（自然共生社会の構築、循環型社会の構築、地球環境の保全等)
(ｴ)　環境影響評価の導入
(ｵ)　環境教育の推進
(ｶ)　参画と協働

エ　関連計画との整合

熊本市の最上位計画である熊本市第7次総合計画や、熊本市における各分野の計画と整合を図りながら策定されることが望ましい。

また、今後改定を行う環境分野における個別分野計画は、本計画が示す方向性を取り入れながら、個別分野計画の改定時期に改定されることが望ましい。

(3) 計画の対象区域

第4次計画の対象区域は、熊本市全域とされることが望ましい。

ただし、熊本市の区域内にとどまらない環境問題については、国や県、他の地方公共団体と連携した広域的な取組を行うことが重要である。

(4) 計画期間

計画の期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間が望ましい。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間の中間年度である令和8年度に中間見直しを行うことが望ましい。

(5) 計画における環境の範囲

本計画における環境の範囲は、本市の歴史や時代の変化を踏まえ、持続可能な社会を実現するために、身近な生活から地球規模までの幅広い環境を対象とし、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる「生活環境」、「自然環境」、「歴史的及び文化的環境」、「地球環境」とされたい。

4 計画の理念・基本方針について

(1) 基本理念（目指す都市像）

熊本市では、恵まれた環境を守るため、「森の都」都市宣言に関する決議、地下水保全都市宣言に関する決議、環境保全都市宣言を重ね、様々な環境保全に官民一体となって取り組んできた。

しかしながら、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化している。

持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、また、持続可能な状態で将来へ引き継いでいく責務がある。

これらの考え方を踏まえ、**「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」**を基本理念（目指す都市像）として掲げられたい。

(2) 基本方針

前述の基本理念（目指す都市像）の実現に向け、今後の 10 年間の方向性は、環境基本条例第 6 条に沿った内容を基本方針として設定することが望ましい。

また、同条例第 8 条から第 10 条に掲げる市の取組は横断的な取組であることから、基本方針に加えて設定することが望ましい。なお、基本方針は、市民にも理解しやすい表現とされたい。

基本方針 1　快適で安全・安心な生活環境をつくる
基本方針 2　恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
基本方針 3　歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
基本方針 4　生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
基本方針 5　環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
基本方針 6　地域から行動し、地球環境をまもる
基本方針 7　各方針をつなぎ横断的に取り組む

5　基本計画について

(1) 施策体系

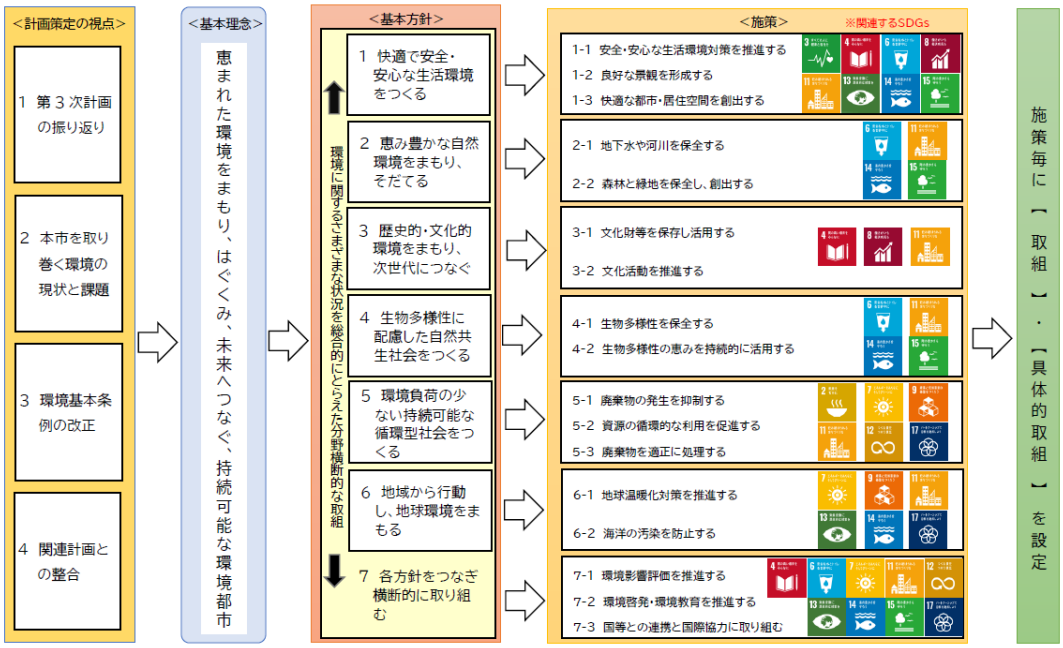
前述の基本方針の下位に施策、取組、具体的取組を設定されることが望ましい。

ア　施策

前述のとおり、熊本市環境基本条例に沿った施策を設定されることが望ましい。

基本方針 1　快適で安全・安心な生活環境をつくる
　施策 1-1　安全・安心な生活環境対策を推進する
　施策 1-2　良好な景観を形成する
　施策 1-3　快適な都市・居住空間を創出する
基本方針 2　恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
　施策 2-1　地下水や河川を保全する
　施策 2-2　森林と緑地を保全し、創出する
基本方針 3　歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
　施策 3-1　文化財等を保存し活用する
　施策 3-2　文化活動を推進する
基本方針 4　生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
　施策 4-1　生物多様性を保全する
　施策 4-2　生物多様性の恵みを持続的に活用する
基本方針 5　環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
　施策 5-1　廃棄物の発生を抑制する

施策 5-2　資源の循環的な利用を促進する
施策 5-3　廃棄物を適正に処理する
基本方針 6　地域から行動し、地球環境をまもる
施策 6-1　地球温暖化対策を推進する
施策 6-2　海洋の汚染を防止する
基本方針 7　各方針をつなぎ横断的に取り組む
施策 7-1　環境影響評価を推進する
施策 7-2　環境啓発・環境教育を推進する
施策 7-3　国等との連携と国際協力に取り組む



（図　施策体系図）

イ　取組及び具体的取組

前述の基本方針及び施策を踏まえ、熊本市で検討されたい。なお、検討にあたっては、その内容を審議会へ報告するとともに、審議会の意見を考慮の上、取組及び具体的取組を検討されたい。

(2)　達成指標及び成果指標について

計画全体の達成状況を測るため、達成指標（KGI・重要目標達成指標）を設定さることが望ましい。

「良好な環境の確保」という条例の目的を踏まえると、現計画における計画の全体的な指標である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合」を達成指標とされたい。

また、施策の進捗状況を測るため、成果指標（KPI・重要業績評価指数）を設定することが適当であり、熊本市で成果指標を検討されたい。なお、検討にあたっては、その内容を審議会へ報告するとともに、審議会の意見を考慮の上、成果指標を検討されたい。

(3) 重点的取組について

第4次計画では、基本理念（目指す都市像）の実現に向け、七つの基本方針を掲げ、17の施策を総合的に推進するが、熊本市第7次総合計画の「まちづくりの重点的取組」に掲げた優先的取組と、国を挙げた最優先課題への対応のための取組として、以下の取組を掲げることが望ましい。

重点的取組1　世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進
～　アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開　～

重点的取組2　持続可能な脱炭素社会の実現
～　2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指して～

6　SDGsの目標との関連性について

国際課題への対応と、環境・経済・社会に関わる複合的な課題解決の取組であることを示すために、各取組をSDGsに関連づけることが望ましい。

7　計画の推進について

(1) 推進体制

ア　組織横断的な計画構築及び推進

環境・経済・社会の統合的向上を図るとともに、環境分野間の横断的取組を推進するため、本計画に基づき熊本市の良好な環境の確保に関する施策を推進することが望ましい。

イ　多様な主体との協働・連携の体制

庁内における各分野の横のつながりを確保しながら、様々な環境分野で活動する市民、市民団体、事業者、大学等の教育・研究機関といった各主体の参画・協働・連携に向けた取組を推進することが望ましい。さらに、広域的な環境課題の解決を図るため、国や県、連携中枢都市圏やその他の地方公共団体との連携を充実させることも重要である。

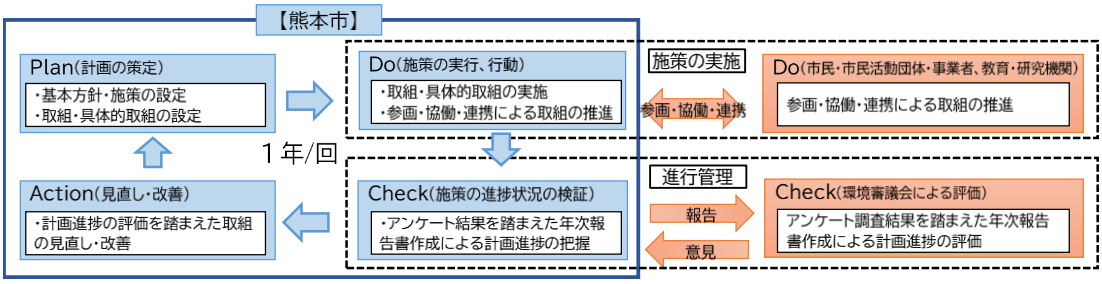
ウ　計画の外部評価体制・進捗管理

第4次計画の進捗管理はPDCAサイクルを繰り返すことにより行われることが望ましい。（下図参照）

この中で、熊本市において第4次計画の推進状況を毎年度取りまとめ、熊本市の環境の状況の把握・評価の実施に加え、審議会へ報告されたい。審議会で

は、報告に基づき意見を述べ、熊本市は必要に応じてこれを環境分野の個別計画の運用及び施策に反映させ、熊本市における良好な環境の確保に取り組むことが望ましい。

また、熊本市の良好な環境の確保について、市民の意識を把握するため、市民アンケートを毎年度実施することが望ましい。



（図　PDCA による計画の進捗管理）

(2)　計画の見直し

計画５年目となる令和８年度に中間見直し（改定）を行うことが望ましい。改定にあたっては、計画の根幹である、基本理念（目指す都市像）、基本方針は変更しないこととし、以下の項目を見直すことが望ましい。

ア　施策以下の見直し

(ｱ)　本計画策定以後に制定・改定された関係法令・関連計画との整合を図る。

(ｲ)　社会情勢の変化や新たな環境問題への対応を図る。

イ　成果指標の見直し

関連計画の改定などによる目標値の変化や、現状に即さない成果指標を見直すことが必要である。

８　おわりに

熊本市はこの答申内容を踏まえ、基本理念（目指す都市像）である「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」の実現に向け、熊本市にふさわしい環境総合計画が取りまとめられることを期待します。

４　庁内検討会議

名称　第４次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議

議長　環境局環境推進部長

委員　下表のとおり（検討の過程で追加した委員を含む）

局	部	課	役職
政策局	総合政策部	政策企画課	課長
		国際課	課長
	危機管理防災総室		副室長
総務局	行政管理部	総務課	課長
		人事課	課長
		管財課	課長
財政局	財務部	財政課	課長
		資産マネジメント課	課長
文化市民局	市民生活部	地域政策課	課長
		生涯学習課	課長
	文化創造部	文化政策課	課長
		文化財課	課長
	熊本城総合事務所		副所長
健康福祉局	福祉部	健康福祉政策課	課長
	保健衛生部	生活衛生課	課長
		食品保健課	課長
		感染症対策課	課長
		健康づくり推進課	課長
環境局	環境推進部	環境政策課	課長
		環境共生課	課長
		水保全課	課長
		環境総合センター	所長
	資源循環部	廃棄物計画課	課長
		環境施設課	課長
		ごみ減量推進課	課長
		浄化対策課	課長
		北部クリーンセンター	所長
		西部クリーンセンター	所長
		東部クリーンセンター	所長
		東部環境工場	場長
経済観光局	産業部	経済政策課	課長
		商業金融課	課長
		産業振興課	課長

局	部	課	役職
経済観光局	観光交流部	観光政策課	課長
		動植物園	園長
農水局	農政部	農業政策課	課長
		農業支援課	課長
		農地整備課	課長
		水産振興センター	所長
都市建設局	都市政策部	都市政策課	課長
		交通政策課	課長
		都市デザイン課	課長
		開発指導課	課長
		建築指導課	課長
	住宅部	住宅政策課	課長
		市営住宅課	課長
		空家対策課	課長
	公共建築部	建築保全課	課長
		営繕課	課長
		設備課	課長
	土木部	土木総務課	課長
		道路計画課	課長
		道路整備課	課長
		道路保全課	課長
		河川課	課長
		公園課	課長
中央区役所	区民部	総務企画課	課長
東区役所	区民部	総務企画課	課長
西区役所	区民部	総務企画課	課長
南区役所	区民部	総務企画課	課長
北区役所	区民部	総務企画課	課長
交通局		総務課	課長
		運行管理課	課長
上下水道局	総務部	経営企画課	課長
	計画整備部	計画調整課	課長
	維持管理部	水道維持課	課長
教育委員会事務局	教育総務部	教育政策課	課長
		学校施設課	課長
		青少年教育課	課長
	学校教育部	指導課	課長

５　策定の経緯

令和 3 年(2021 年)

3 月 31 日	熊本市環境審議会（諮問）
4 月 16 日	第 4 次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議設置要綱制定
5 月 21 日	熊本市環境審議会（オンライン開催）
6 月 29 日	第 4 次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議（書面開催）
7 月 28 日	熊本市環境審議会
8 月 26 日	熊本市政策会議（骨子）
10 月 11 日	第 4 次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議（書面開催）
10 月 19 日	第 4 次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議（書面開催）
10 月 28 日	熊本市環境審議会
11 月 10 日	熊本市環境審議会（答申）
11 月 25 日	熊本市政策会議（素案）
12 月 14 日	第 4 次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議（書面開催）
12 月 22 日	熊本市環境審議会
12 月 24 日	パブリックコメント募集開始（1 月 24 日まで）

令和 4 年(2022 年)

３月２９日	第 4 次熊本市環境総合計画策定

６　熊本市環境基本条例（昭和 63 年条例第 35 号）

私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきた。

しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵(かじ)を切る中、相互に関連した環境、経済及び社会の様々な課題を同時に解決することが求められている。地域の環境がつながって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。

私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。

この責務の下、これまで様々な形で進めてきた環境保全の取組を市民の参画と協働の下で長期的に行っていくだけでなく、更なる行動の変革を起こさなければならない。

私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神に鑑み、ここに全ての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、現在及び将来の市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境並びに地球環境をいう。

（市の責務）

第３条　市は、良好な環境の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

２　市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民（熊本市自治基本条例（平成２１年条例第３７号）第２条第２号の市民をいい、事業者を除く。以下同じ。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施す

る施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

２　事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するための最大の努力をしなければならない。

（市の施策）

第６条　市は、良好な環境の確保に関する施策として、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

(1)　公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成、公共施設の整備その他生活環境の確保に関すること。

(2)　森林及び緑地の保全、都市緑化の推進、地下水、河川等の保全、自然景観の保全その他自然環境の確保に関すること。

(3)　伝統的な建造物及び文化財の保存及び活用、歴史的景観の維持、名所、旧跡等の整備、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。

(4)　生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。

(5)　廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。

(6)　地球温暖化の防止、気候変動による影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。

（環境総合計画）

第７条　市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

２　環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向

(2)　前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第１３条の審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

６　市長は、環境総合計画の進捗状況を第１３条の審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。

（環境影響評価の推進）

第８条　市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならない。

（環境教育）

第９条　市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成１５年法律第１３０号）第２条第３項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。

（国等との連携及び国際協力）

第１０条　市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

２　市は、広域的な解決を必要とする環境課題については、国、県、近隣の地方公共団体等と連携及び協力を行い、これを解決するよう努めるものとする。

３　市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

（指導等）

第１１条　市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

２　市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

（あっせん、調停）

第１２条　市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。

２　前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

３　委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

４　あっせん又は調停の対象その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（審議会の設置）

第１３条　市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（条例の見直し）

第１４条　市長は、少なくとも１０年ごとに、この条例の施行の状況を勘案し、この

条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年９月２４日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年３月１３日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月２７日条例第７３号）

この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

7　これまでの都市宣言等

(1)　「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和 47 年 10 月 2 日　　熊本市議会

(2)　地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和 51 年 3 月 22 日　　熊本市議会

(3)　環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成 7 年 9 月 25 日　　熊本市

８　用語解説

用語	解説
【ア行】	
アスベスト 【P23 ほか】	蛇紋石系や角閃石系の天然の鉱物繊維で石綿（「せきめん」「いしわた」）とも呼ばれる。肉眼では見ることができない極めて細い繊維であるため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、人が吸入すると肺胞に沈着しやすい特徴がある。体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあり、現在は、原則として製造等が禁止されている。
温室効果ガス 【P10 ほか】	大気を構成する気体であって、地球温暖化の原因となる赤外線を吸収し再放出する気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF_6）、三フッ化窒素（NF_3）の 7 物質が温室効果ガスと規定している。
【カ行】	
合併処理浄化槽 【P35 ほか】	し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川の水質へ与える影響（汚濁負荷量）を 9 分の 1 に削減できる。
熊本連携中枢都市圏 【P13 ほか】	人口減少･少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけることを目的に、熊本市を含む 18 市町村で構成された都市圏のこと。 構成市町村：熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町 ※　令和 4 年(2022 年)3 月に山鹿市が加入
景観重要樹木・景観重要建造物 【P28】	地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、景観法に基づき、市長が指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの。

用語	解説
光化学オキシダント 【P23 ほか】	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC。トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）等に含まれるほか、ガソリン等の成分になっているものもある。）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質のこと。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。
公共用水域 【P20 ほか】	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定められている。
子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会 【P41 ほか】	花と緑にあふれる豊かで魅力的な地域と文化の創造、快適な都市空間の形成、地域社会の活性化を通して、持続可能な社会を実現する輪を全国に展開することを目的とし、全国 109 自治体により発足した新しい首長会
【サ行】	
再生可能エネルギー 【P21 ほか】	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーである。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。
作澪（さくれい） 【P48】	海底に澪筋（溝）をつくることにより、周辺の水の流動を促進させることで、海水交換を活発にさせ、水質・底質の改善を図る手法のこと。

用語	解説
次世代自動車 【P60 ほか】	一般のガソリン車やディーゼル車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のことをいう。次世代クリーンエネルギー自動車には、電池に蓄えられた電気によりモーターを回転させて走行する電気自動車（EV)、エンジンとモーターといったように複数の原動機を組み合わせて走行するハイブリッド自動車（HV)、ハイブリッド自動車に外部から充電できる機能を付加したプラグインハイブリッド自動車（PHV／PHEV)、水の電気分解の逆の反応を利用し、水素と酸素を反応させて電気エネルギーを直接取り出し、モーターを作動させる燃料電池自動車（FCV)、天然ガスを燃料とする天然ガス自動車（NGV)、天然ガスや石炭から製造される液体燃料を使用するメタノール自動車などがある。
持続可能な開発のための教育（ESD) 【P14 ほか】	世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。
循環型社会 【P6 ほか】	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
自立・分散型エネルギーシステム 【P60 ほか】	従来の火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていこうとするシステムのこと。
森林経営管理制度 【P39 ほか】	森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づき、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林所有者の意向を踏まえ、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者にその経営を委託するとともに、林業経営に適さない森林等については市町村が自ら経営管理を行なう制度のこと。

用語	解説
【マ行】	
マイクロプラスチック 【P51 ほか】	一般に 5㎜ 以下の微細なプラスチック類のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。 海洋や河川、湖沼などに流出する廃プラスチック類が時間の経過で劣化と破砕を重ねながら、次第にマイクロプラスチックとなる。
【ラ行】	
歴史的・文化的環境 【P4 ほか】	歴史的・文化的価値を有し、市民にとって生活の基盤となっている環境、またはまちづくりの基盤となっている環境をいう。このような環境は、地域の財産といえるものであり、現代世代のみならず将来世代に受け継いでいく必要があるもので、例を挙げると、歴史的建造物は、市民にとってまちの記憶となることによって歴史的及び文化的価値を有し、生活の基盤やまちづくりの基盤となっているほか、地域固有の生活文化は、文化的価値を有し、市民生活の基盤となる生活環境を形成している。 このように、歴史的及び文化的環境は、人工環境として、環境法において重要な対象とされている。
【数字・英字】	
BOD（生物化学的酸素要求量） 【P38 ほか】	川の汚れを調べる目安として使用される。微生物が水中の汚濁物（有機物）を分解するときには、酸素を使うため、水中の汚濁物（有機物）が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を生物化学的酸素要求量（BOD）といい、一般に BOD が大きい場合は、水中にある有機物の量が多いことを意味するため、有機物による水質汚濁の程度が大きいことになる。
COD（化学的酸素要求量） 【P63 ほか】	海や湖の汚れを調べる目安として使用される。海水などに含まれる非酸化性物質（主として有機物）を、酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したもの。 酸化剤によって酸化される物質には無機物もあるが、大部分は有機物のため、COD は海域及び湖沼における有機物による水質汚濁の指標となっている。また、工場排水の指標としても用いられている。

用語	解説
PM2.5 【P23 ほか】	浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5μm（1μm=0.001mm）以下のさらに小さなものをいう。浮遊粒子状物質よりも粒径が小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系疾患等の健康への影響がより大きいと考えられている。
PRTR 制度 【P25 ほか】	Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。
ZEB（ゼブ） 【P59 ほか】	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略。建築構造や設備の省エネルギーの実現や、再生可能エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的(相互)利用などの組合せにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことを指す。
ZEH（ゼッチ） 【P59 ほか】	Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略。断熱性や省エネルギー性能の向上といった省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことを指す。

第４次熊本市環境総合計画

発　行　令和４年(2022 年) ４月

編　集　熊本市環境局環境推進部環境政策課

熊本市中央区手取本町１番１号

℡　０９６－３２８－２４２７